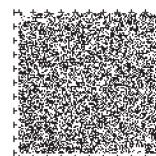


第4章 重点施策



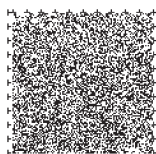
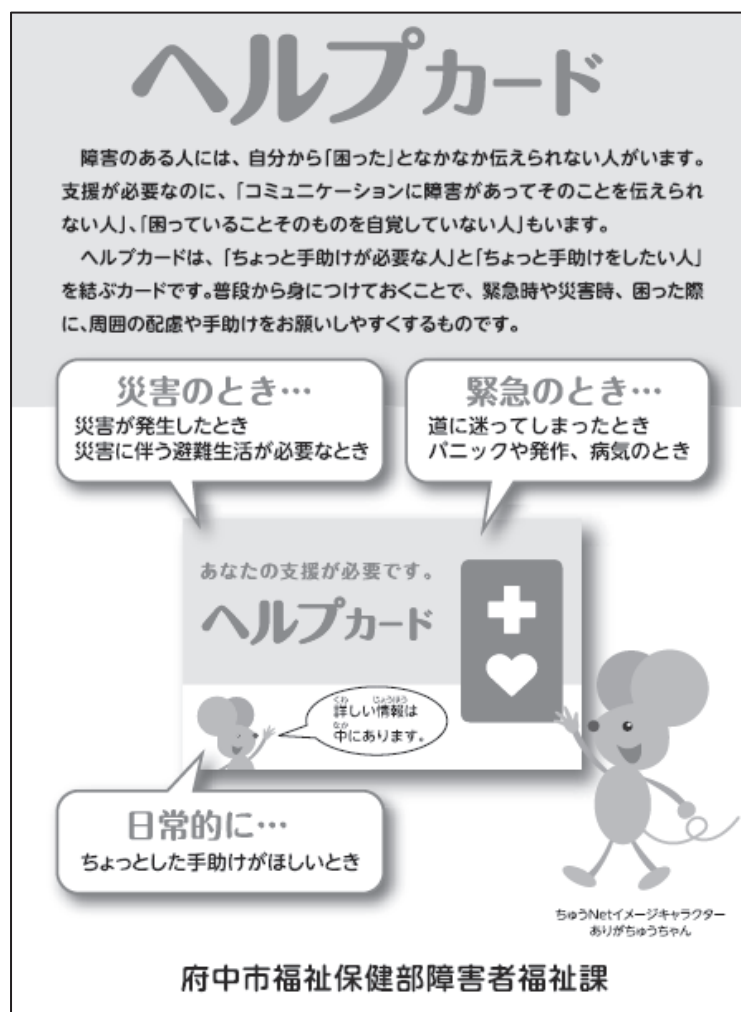
第4章 重点施策

【基本目標1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進】の重点施策

1 障害理解・意識啓発の推進（基本目標1-（1）-①）

障害に関する知識や障害のある人に対する理解を深めるために、リーフレット等を活用しながら、市民・民間事業者への意識啓発に取り組みます。また、WaiWai フェスティバル等の様々なイベントや機会を通じて、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着や地域の見守り・支え合いの担い手の確保・育成を推進します。

図表4-1 ヘルプカード周知リーフレット表紙



【基本目標2 障害のある人の社会参加の推進】の重点施策

2 各機関の連携の一層の強化（基本目標2-（3）-①）

就労支援事業所と市、学校、ハローワーク等が連携し、障害のある人の一般就労に向けた支援の充実を図ります。また、障害のある人の雇用、職場での理解等について、各機関の連携を通して、一般企業や公的機関等に働き掛けを行います。

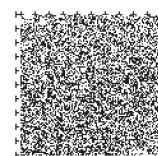
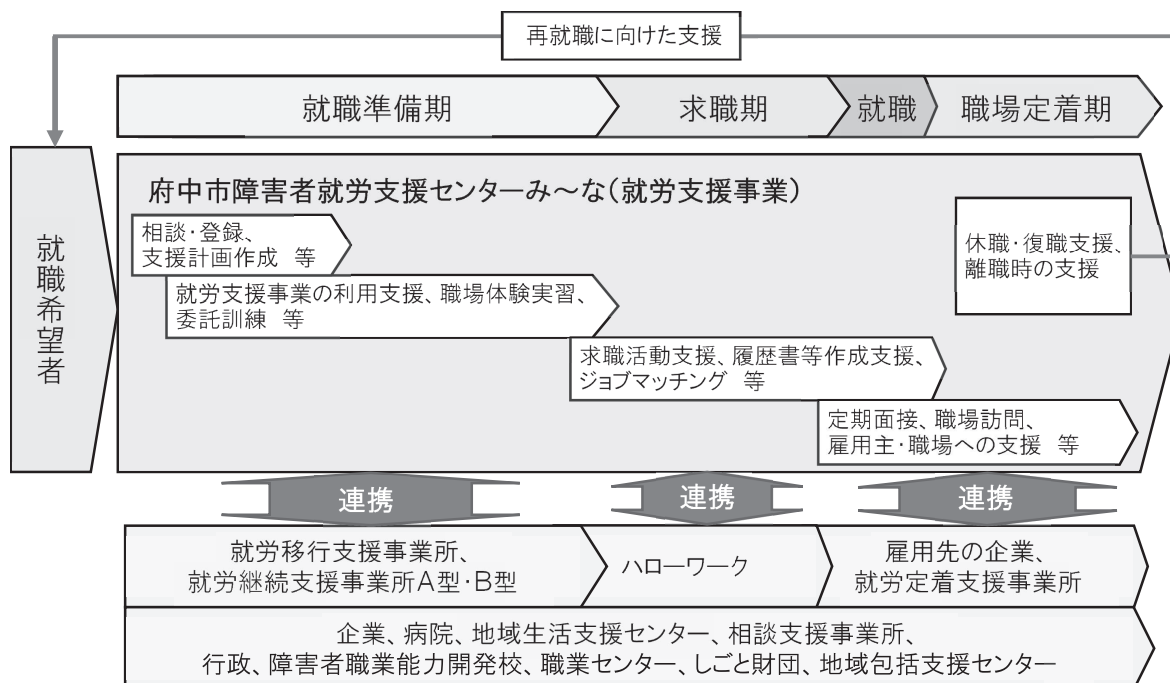
3 就労支援事業の強化（基本目標2-（3）-②）

障害のある人の一般就労への移行、定着を推進するために、就労に関する相談や就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う就労支援事業の強化を図ります。

就労支援事業の強化に当たっては、就労支援事業を実施する「府中市障害者就労支援センターみ～な」の人員拡充や継続的に専門職員を育成できる体制の構築の検討を行います。

また、精神障害のある人に特化した就労相談や就労支援について、人員配置等支援体制を強化します。

図表4-2 「府中市障害者就労支援センターみ～な」を中心とした就労支援の流れ



4 差別の解消へ向けた取組の強化

(基本目標3-(1)-①)

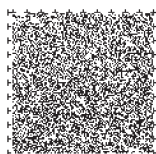
府中市障害者差別解消支援地域協議会を設置及び運営することにより、具体的な事例や啓発活動について検討します。

また、民間事業者に対しては、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の必要性について、周知を図ります。

5 権利擁護の推進 (基本目標3-(3)-①)

判断能力が不十分な障害のある人が、安心して地域で暮らし続けられるよう、「権利擁護センターふちゅう」にて実施する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の利用支援といった権利擁護の取組を推進します。

また、障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据えて、一層の成年後見制度の利用や周知を図るために、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に成年後見制度利用促進法第14条に基づく成年後見制度利用促進基本計画の内容を盛り込みます。



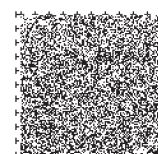
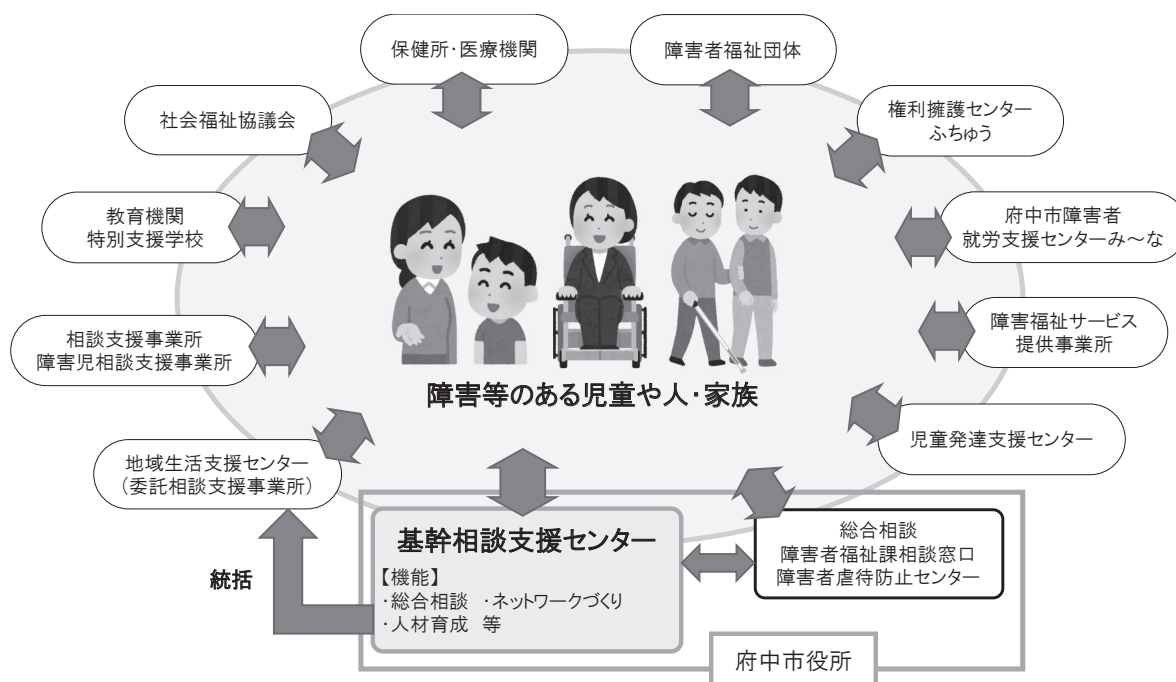
【基本目標4 情報提供と相談支援機能の充実】の重点施策

6 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築（基本目標4-（1）-①）

市内における相談支援体制の強化を図るために、「基幹相談支援センター」を中核とした相談支援ネットワークを構築します。

基幹相談支援センターは機能として、総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等を持つとともに、市内4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を統括する相談機関の相談先としての機能を持ちます。

図表4-3 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワーク

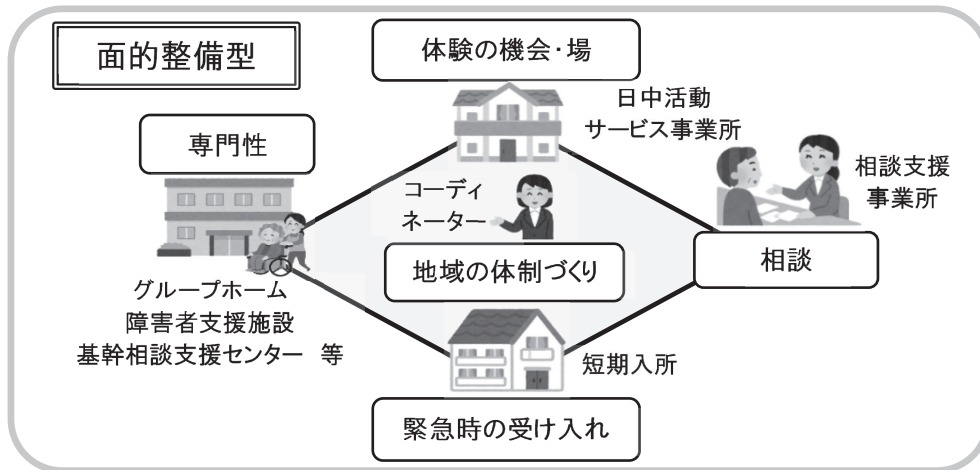


7 地域生活支援拠点等の運営（基本目標5-（2）-①）

本市では、障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う、面的整備型[※]の地域生活支援拠点等を令和3年度から運営します。

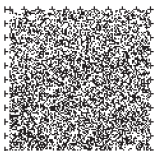
今後は、障害福祉サービス提供事業所等との連携強化や機能への協力を呼び掛けながら、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

図表4-4 面的整備型による地域生活支援拠点等のイメージ



※ 地域生活支援拠点等には多機能拠点整備型と面的整備型があります。

出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議（平成28年12月12日）」資料より作成



【基本目標6 障害のある児童への支援の充実】の重点施策

8 福祉型児童発達支援センターの整備

(基本目標6-(2)-①)

市内の障害のある児童の発達支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を提供するため、市内の児童発達支援の中核施設として、令和6年4月の開所に向けて「府中市児童発達支援センター（仮称）」を整備します。

子ども発達支援センターあゆの子が持つ児童発達支援に関わる機能を集約し、サービス提供体制を強化するとともに、「府中市児童発達支援センター（仮称）」を中心とした関係機関の連携体制を構築します。

図表4-5 児童発達支援センターの機能

相談支援	療育支援	家族・地域支援
<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・発達相談(発達検査含む) ・障害児相談支援・計画相談支援 ・関係機関との連携(ライフステージを通じた支援) 	<ul style="list-style-type: none"> <未就学> ・通園(児童発達支援) ・グループ療育 ・個別指導 <学齢期> ・個別指導 	<ul style="list-style-type: none"> <家族支援> ・保育所等訪問支援 ・きょうだい預かり ・研修・教育 <地域支援> ・関係機関の支援 ・ネットワーク形成

出典：府中市児童発達支援センター（仮称）整備基本計画

